

| | | |
|--------|--|------------------------|
| 担 当 | 滋賀労働局労働基準部 | |
| | 監督課長 主任地方労働基準監察監督官 専門監督官 (電話)077-522-6649 | 中井 隆裕 堀 貴志 榎並 知之 |

株式会社松田商事（湖南省市）における取組をご紹介します ～ 長時間労働削減のベストプラクティス ～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、過労死等防止啓発月間である11月に、過労死等につながる過重労働などへの対応として、「**過重労働解消キャンペーン**」を行っており、その取組の一つとして、労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、収集した取組事例を地域にご紹介しています。

今年度は、運送業を営む**株式会社松田商事**（代表取締役 松田 直樹氏、湖南省市石部口二丁目5番16号）における長時間労働の削減に向けた積極的な取組事例を伺ってきました。

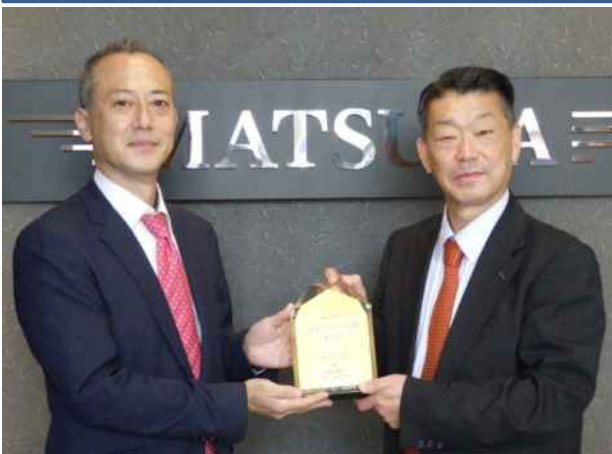
平成31年4月1日以降、働き方改革関連法が順次施行を迎えておりますが、令和6年4月1日にはこれまで適用を猶予されていた建設事業、自動車運転の業務及び医師についても時間外労働の上限規制が適用となります。**働き方改革を進めていくためには、企業の皆様や働く皆様が、長時間労働を削減する具体的な取組を行っていただくことが重要となります。**

特に運送業の皆さまには参考になると考えられますので、是非、自社での取組にご活用ください。また、**発着荷主となる事業者さまにおかれましても、運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、商慣行改善に向けた取組にご協力をお願いいたします。**

取組の概要

詳細は別紙を参照

配送条件の見直し
 有料道路の活用
 荷待ち時間の削減を荷主企業ならびに協力会社へ書面にて要請
 ドライバー増員による、業務シフトの見直し
 社内での積卸しを多用



労働局長（左）から記念の盾をお渡ししました。

長時間労働削減のベストプラクティス（株式会社松田商事）

【スタート】経営トップの意思表明

運送業界の労働環境改善及び人材育成の取り組みを行い、従業員に夢を与えられる会社づくりを目指すことを宣言 トップ自らが各種取組みの最前線に立ち、主導する体制づくりを行った

【取組1】配送条件の見直し

荷主と協議し、慣例となっていた早朝及び夜間着等、イレギュラーな時間帯の仕事の受注の見直しを行った 労働時間の削減に繋がった

【取組2】有料道路の活用

有料道路を積極的に使い、拘束時間の削減を行った 時間外労働の削減及び従業員の負担軽減に繋がった

【取組3】荷待ち時間の削減を荷主企業等へ要請（書面）

代表取締役名で、取引のある荷主企業や協力会社に対し、荷待ち時間の削減への協力を求める書面を送付（平成30年と令和4年に実施） 労働時間削減に向けた姿勢を継続して伝えることで、労働時間削減への協力を得やすくなった

【取組4】ドライバー増員による、業務シフトの見直し

ドライバーを積極的に雇用し、各ドライバーのシフトの平準化を図った 配車内容が均等になり、労働時間の平均化が図れた

【取組5】社内での積卸しを多用

荷待ち等の理由により遅くなったドライバーの積み荷を他の車両で引き出し、社内での積み替えを行う ドライバーの負担を軽減することができ、また、積卸し作業を他のドライバーと行うことで社内全体の協調性も同時に養うことができた

令和6年4月の上限規制、改善基準告示の改正に向け、労働環境の改善を図り、安定的な収益、人材の確保を目指す